

二つの鉱毒事件

弁護士 西 島 正

《土呂久鉱害事件と松尾鉱毒事件》

私は、司法修習中から10年余り、2つの旧廃止鉱山の砒素鉱毒事件の裁判のために、毎月1回、宮崎に通った。この2つの訴訟は、弁護士としての私の原点と言ってもよい。

先ごろ世界遺産に指定された島根県の石見銀山。この「石見銀山」は、古くから暗殺に使われた猛毒砒素（正確には亜ヒ酸 = 三酸化砒素 As_2O_3 ）の別名でもある。かつて、その亜ヒ酸を、宮崎県にある2つの鉱山が原始的な焙焼窯で製造した。一つは「神話の里」高千穂町岩戸の旧土呂久（とろく）鉱山（昭和36年閉山）、もう一つが日向市から「ひえつき節」で知られる椎葉村に向かって車で1時間余りの山中にある旧松尾鉱山（昭和33年閉山）で、それぞれ日本でも有数の鉱山企業が鉱業権を持っていた。

土呂久鉱害事件は、昭和46年年秋、地元小学校の一教諭が、亜ヒ酸を製造する窯が排出する鉱煙による住民の健康被害を教組の集会で報告したのをきっかけに世に知られるようになった。宮崎県が行った健康診断の結果、47年に地元住民7人が慢性砒素中毒症と認定され、翌年、環境庁は土呂久の慢性砒素中毒症を、水俣病、イタイタイ病などに続く「公害病」に指定した。土呂久の認定患者は、その後146人にまで膨れ上がった。

昭和47年初め、旧松尾鉱山の元労働者が、全身の健康障害を亜ヒ酸焙焼によるものと訴えたことから松尾鉱毒事件は明るみに出た。松尾の健康被害は労働者の家族にまで及んでいたが、行政は、労働者の健診のみを行い、48年、元労働者9名を慢性砒素中毒症、2名をじん肺症で労災認定した。最終的な松尾の認定患者は合計51名に上った。

土呂久・松尾の被害者らは、鉱害健康被害の補償を鉱山企業に求めたが、2つの企業は、被害者との個別交渉で、低額の見舞金を払って収束を図ろうとした。折から水俣等の四大公害訴訟の判決が続々と出されていた時期だった。宮崎県内を中心に被害者支援の輪が広がって企業・行政との補償交渉が行われ、日弁連公害対策委員会も実態調査に入ったが、具体的な救済策を引き出せずに、昭和50年12月に土呂久公害訴訟が、翌51年8月に松尾鉱毒訴訟が、相次いで宮崎地裁延岡支部に提起された。

《松尾鉱毒事件との関わり》

私が最初に担当したのは、松尾鉱毒訴訟だった。昭和51年4月に修習を開始した私は、前期修習中に自主制作の記録映画を見て「土呂久」の名を知り、7月末に実務修習地の福

岡に行った翌日、先輩弁護士から松尾鉦毒事件を知らされた。松尾鉦毒訴訟は北九州の2人の若手弁護士が担当し、電車で5時間の日向市まで通いながら提訴の準備をしているところだったから、「公害事件をやってみたい」と言って顔を出した修習生は、「猫の手」よりましな弁護団の一員として歓迎された。以後、被害者からの聞き取り調査を分担して、毎月のように、夜行電車で福岡から日向市に通うことになった。当時の私は、今では想像もできない真面目さで、修習2年目には、雀卓を囲む先輩弁護士の横で第2準備書面を書いていた。昭和53年4月、私が弁護士になって最初の法廷は、宮崎地裁延岡支部だった。

熊本水俣病弁護団の一員から「一晚、被害者と一緒に寝てみないと健康被害は分かりませんよ」と言われことがあったが、慢性気管支炎のために夜2時間おきに咳き込んで身を擦る松尾の原告は、「現場に行くこと、被害者の生活に入り込むこと」という弁護士の原点を教えてくれた。生のままで注がれる芋焼酎には、最初閉口したが、かすかに芋の香りを感じるようになって、焼酎にはまった。焼酎を酌み交わす被害者の純粹さはたまらない魅力だった。そうすると、「この裁判にはどうしても勝ちたい」と思うようになる。

松尾の提訴は、鉦山の閉山から20年以上経っていた。「損害賠償請求権の消滅時効(除斥期間)は、進行性の健康被害の場合、症状が顕在化した時から起算される」という判例が未だない時期で、鉦山会社の責任が認められる確信はなかった。その他にも、慢性砒素中毒症は内臓ガンを含む全身症状なのか(病像論)、下請会社の従業員に鉦山会社は損害賠償責任を負うか(責任論)、見舞金契約の請求権放棄条項の効力(和解契約の限定的解釈論)など、松尾訴訟の争点は多かった。

弁護士なら、一度は、寝ても醒めても「どうやったら、勝てるだろうか」と考えるような夢中になる裁判を経験したことがあるだろう。私の場合、それは、松尾訴訟だった。夢で「これなら勝てる」という理論を思いついたはずなのに、朝になると思い出せないことも、何度かあった。

金銭請求の1審判決は、最初の1文字で勝ち負けが決まる。「げ」で生まれれば請求棄却、「ひ」で生まれれば請求認容で原告勝訴(弁護士なら分かりますよね)。昭和58年3月23日、判決言渡しの日、私たちが聞いた1文字目は「ひ」。その日の三大紙のトップを「松尾原告勝訴」の見出しが飾っていた。

その翌日、上京した被害者と支援者は、東京虎ノ門の被告企業本社ビル前に座り込んで控訴断念を求め、11日目に、控訴断念、被害者への謝罪と原告以外の被害者45人を含む恒久救済を内容とする補償協定を締結した。

敵ながら頭が下がる気持ちになることがある。協定締結に力を尽くしてくれたのは、「原告は会社の先輩です。ヤマ屋として、基礎を作ってくれた先輩に何とか報いたい」と言って懐を広げた被告企業の幹部と代理人弁護士だった。

それから25年、宮崎県日向市には、今も私と会うのを楽しみにして入れている95歳のバアチャンがいる。

《土呂久鉞害事件のこと》

松尾の協定締結から1年後の昭和49年3月28日、宮崎地裁延岡支部は土呂久訴訟の判決を言渡した。23人の原告のうち1人だけが敗訴したものの、争点のほとんどすべてについて原告の主張が認められていたが、判決の3日後、被告企業は福岡高裁宮崎支部に控訴した。

松尾の解決で気をよくしていた私は、「時間があるだろう」と言われて土呂久鉞害訴訟の控訴審弁護士に引っ張り込まれた。

もともと、土呂久訴訟も時効論、責任論、病像論など多岐にわたる争点があったが、基本的な部分に絞って被告が争った松尾と違って、土呂久の被告弁護士は、重箱の隅をつき回すようなこと細かな争い方をしていた。特に控訴審での医学論争は熾烈で、被告側は米国人の毒物学者を証人申請し、徹底的に争っていた。私は、尋問のために英文の医学文献を読み、砒素中毒を研究している疫学者に会いに米国西海岸まで飛ぶ経験もさせてもらったが、何より勉強になったのは、原告弁護団の〇弁護士が担当する医学証人への反対尋問だった。文献を読み込み 知識を整理し 味方の学者から意見を聞く、という基本的な尋問準備の上に、最後に必要なのが「尋問の組み立て」だということを、〇弁護士の横にいて修業した。30年になる弁護士生活の中で、鳥肌が立つような反対尋問を聞いたのは、土呂久の裁判以外にない。

土呂久鉞害訴訟の控訴審は昭和62年12月に結審し、翌年9月30日、原告全員勝訴の判決が言渡されたが、認容額の一部は減額されていた。被告会社は、翌日、最高裁に上告した。

結局、土呂久鉞害訴訟は、宮崎地裁延岡支部で年3月に1審判決が出された第二陣訴訟と併せて、平成2年10月31日、被告会社が被害者計41名に対して総額4億6400万円の見舞金を支払うという最高裁和解が成立し、すべての裁判を終えた。

この和解に向けて尽力してくれたのは、被告会社の1役員と、最高裁上席調査官として関与した修習生時代の民裁教官だった。この2人には、感謝の言葉もない。

「こちら側」はもちろん、「向こう側」にも「人」がいなければ、大きな事件は解決しない。その「人」を見極めることが事件の帰趨を左右することがある。2つの鉋毒事件を振り返ると、改めて「人」の大切さをしみじみ思い知らされる。

本稿は、東京三弁護士会多摩支部発行の広報誌「多摩のひまわり」の「忘れえぬ事件簿」シリーズの一話として、平成20年1月号に掲載されたものです。